

# 就業規則の具体的記載例

(服務規律)

(第〇条)

(○) 従業員は、他の従業員や職務上知り得た第三者の個人番号(個人番号を含む。)について、漏らしてはならない。

(懲戒)

(第〇条)

(○) 従業員の過失で個人番号が漏えいした場合

(損害の賠償)

(第〇条) 従業員が、故意又は過失によって番号法等に違反し、個人番号を漏えいするなどして会社に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、事情などにより軽減または免除されることがある。

(上記規定の目的と効果)

①マイナンバー導入に伴う懲戒等を規定する。